

— 就学援助制度のお知らせ —

上士幌町教育委員会

上士幌町では、小学生及び中学生の就学が困難と認められるご家庭に、学用品費、給食費、修学旅行費等の教育費を援助する制度があります。

1. 就学援助を受けることができる方

●上士幌町にお住まいの小中学校に通学されているお子さまの保護者で、次の項目にあてはまるご家庭

- (1) 前年度の世帯全員の総収入が、当該年度の生活保護法に基づく基準の 1.3 倍を基礎とした算定額を超えないご家庭
- (2) 「上士幌町就学援助認定要綱※」における 4 給与対象者の各号いずれかに該当する方

※認定要綱は教育委員会またはホームページ上で配布しています。

●就学援助が認定となる所得のめやす

家族構成の参考例		所得のめやす (前年度中の所得)
2人家族	母 35 歳・子 11 歳(小 5)	約 209 万円未満
3人家族	父 41 歳・母 38 歳・子 14 歳(中 2)	約 250 万円未満
4人家族	父 36 歳・母 39 歳・子 13 歳(中 1)、9 歳(小 3)	約 307 万円未満
5人家族	父 43 歳・母 38 歳・子 12 歳(小 6)、9 歳(小 3)、7 歳(小 1)	約 362 万円未満

- ※所得のめやす
- ① 給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額を指します。
 - ② 事業所得者の場合、「収入金額から必要経費を差し引いた金額」を指します。

※上表はあくまで「めやす」ですので、家族構成や住宅事情等により異なります。

※申請前に、所得金額により認定可否をお尋ね頂きましても、審査に必要な情報が不足し正確な判定ができないため、お答えできませんのでご了承ください。

2. おもな援助内容

※令和 5 年度予定 (年額)

援助項目	小学生		中学生	
	1年	2～6年	1年	2～3年
学用品費等	13,230 円	15,500 円	25,040 円	27,310 円
新入学用品費	54,060 円 ※1	—	63,000 円 ※1	—
体育実技費※	1・4年のみ 11,810 円 ※2		—	
クラブ活動費	—		上限以内で実費支給	
生徒会費	—		(平成 24 年度より追加)	
PTA 会費	上限以内で実費支給 (平成 24 年度より追加)			
給食費	教育委員会から直接給食センターに支払いします。(保護者負担なし)			
修学旅行費	実費支給			
卒業アルバム代等※3	6年のみ 11,000 円 (令和元年度より追加)		3年のみ 8,800 円 (令和元年度より追加)	
オンライン学習通信費	モバイルルーターを貸出いたします。(通信費は教育委員会で負担)			

※1 新入学用品費は入学年度前に支給を受けた方は対象外となります。

※2 体育実技費は「スケートの授業を実施する学校の児童が該当」となります。

※3 卒業アルバム代等は「小 6 及び中 3 の卒業アルバムを購入した児童・生徒のみ該当」となります。

3. 申請の方法

「就学援助費受給申込書」に必要事項をご記入のうえ、その他必要書類を添付して上士幌町教育委員会（生涯学習センター2階）に持参してください。

申込書は教育委員会で配布またはホームページ上でダウンロードができます。

HP : <https://www.kamishihoro.jp/page/00000125>

●必要書類

- (1) 就学援助費受給申込書
- (2) 個人情報確認同意書（R5.1.1以降に転入された方につきましては、別途お問い合わせください。）
- (3) 給食費委任状

※中学3年生の修学旅行費分を早期に支給することを希望される場合は、書類提出時にご相談ください。

●受付期間

* **一斉申込期間：令和5年3月31日（金）迄** 期間終了後、年度途中からの申込も出来ますので、お気軽にご相談下さい。年度途中からの申込の場合、認定日からの日割計算により支給されます。

* 前年度より継続して受給を希望される方も、年度ごとに再度申請が必要です。

4. 認定/否認定通知・支給方法

●通知

6月中旬の課税台帳整備後に、お預かりした申込書等を審査し、認定/非認定の結果通知を6月下旬頃に申請者宛に郵送致します。

●支給方法

申込書にご記載の金融機関の口座へ振込みます。支給時期は、修学旅行費及び卒業アルバム代については随時、その他の項目については年2回の6月、12月に半期分を一括して振込みます。振込予定日の通知は申請者宛にその都度郵送致します。

5. その他

●世帯状況が変わった場合

* 就学援助費受給中に世帯状況が変わったり申請内容に変更が生じたりした場合は速やかに教育委員会に連絡してください。

* 就学援助費受給認定後に経済状況が好転した、町外に転出されるなどして受給資格を喪失した場合は、喪失した時点で遡り就学援助費の支給を停止します。この場合、受給資格喪失後に支給した金額分を返還していただきます。

申込書は一世帯一部の提出となります。

問合せ先

●上士幌町教育委員会教育推進課総務・学校教育担当

住 所：上士幌町東3線237番地 生涯学習センター2階

電 話：01564-2-3014

e-mail: kyouikusuishinka@town.kamishihoro.hokkaido.jp

HP : <http://www.kamishihoro.jp/page/00000125>

※ホームページ上にも受給申込書・認定要領などがございます。